

生産行程管理業務規程

作成日 令和元年 5 月 31 日

更新日 令和 6 年 2 月 26 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒093－0045）<sup>ホッカイドウアバシリシオオマガリ</sup>北海道網走市大曲 1 丁目 7 番 1 号

名称（フリガナ）：<sup>ニシアバシリギョギョウキョウドウクミアイ</sup>西網走漁業協同組合

代表者（管理人）の氏名及び役職：代表理事組合長 石館 正也

ウェブサイトのアドレス：<https://jfnishiabashiri.sakura.ne.jp/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第 4 類 水産物類

区分に属する農林水産物等：貝類（しじみ）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：<sup>アバシリコサン</sup>網走湖産しじみ貝<sup>ガイ</sup> Abashirikosan Shijimigai

4 明細書の変更

生産者団体である西網走漁業協同組合（以下「組合」という。）は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確保のために必要な措置

（1）構成員への周知・指導等

組合は、漁業者に対し、明細書に記載された生産地、生産の方法を遵守するために必要な以下の手順を周知し、必要に応じて指導及び助言を行う。

ア 漁業者の手順

漁業者は、出荷したしじみが「網走湖産しじみ貝」の明細書に記載された生産の方法の各基準を満たしていることを「網走湖産しじみ貝漁獲出荷日誌」にとりまとめ、組合に提出する。

イ 組合の手順

- ・組合は漁期間中、指定仲買人から荷受量の報告を受け、組合が定めた漁獲可能量と照合し、「網走湖産しじみ貝出荷確認票」に記録する。また、個人で指定市場に出荷しているものについては、指定市場から送られてくる仕切書の数量と漁獲可能量を照合する。
- ・組合は、指定仲買人に出荷する場合、地理的表示「網走湖産しじみ貝」及び GI マークと出荷漁業者の屋号が入った組合が指定する魚箱で出荷する。

## (2) 手順の妥当性を見直す機会

組合は、上記（１）のア及びイの手順について、年１回以上その妥当性を検証する。

## 6 明細書適合性の指導

組合は、漁業者が上記５の（１）の手順を遵守していないことが確認された場合には、当該漁業者に対して警告を発し、是正を求める。

7 地理的表示等の適切な使用の確保のために必要な措置

組合は上記５の（１）の周知の際、地理的表示である「網走湖産しじみ貝」及びGIマーク（以下「地理的表示等」という。）の使用に係る以下の内容についても漁業者に周知する。

(1) 明細書の基準を遵守して生産された「しじみ」にのみ地理的表示等の使用が可能であること。

(2) GIマークを使用する場合は、地理的表示である「網走湖産しじみ貝」とあわせて使用すること。

(3) GI マークは法施行規則に定められた規定に基づいたデザインを使用すること。

## 8 地理的表示等の違反使用が判明したときの指導

組合は、漁業者による地理的表示等の違反使用を確認した場合、当該漁業者に対し、警告を発し、是正を求める。

なお、当該漁業者が組合の警告に従わなかった場合には、当該漁業者に対し、地理的表示等の使用を禁止できるものとする。

## 9 重大な違反が判明した場合の報告

組合は、上記 6 又は 8 に関して、漁業者による GI 産品「網走湖産しじみ貝」に係る需要者の信頼を著しく損なう又はそのおそれがある重大な違反が判明した場合は、特定農林水産物等審査要領の別紙報告書により速やかに農林水産大臣に報告する。

## 10 資料の保存

組合又は漁業者は、以下の資料を作成日又は取得日から5年間、保存する。

(1) 上記5における「網走湖産しじみ貝」の生産地及び生産の方法の遵守に必要な手順の実施状況が確認できる資料

(2) 明細書に適合した生産が行われていないこと、又は地理的表示等の違反使用が判明した場合

ア その事実を裏付ける写真等の資料

イ その事実が判明するに至った経緯及び組合が行った指導等の記録

## 11 連絡先



[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]